

# 秋多中学校 PTA 規約

## 第 1 章 名 称 ・ 事 務 所

第 1 条 この会は秋多中学校 PTA といい、事務所を秋多中学校に置く。

## 第 2 章 会 員

第 2 条 この会の会員は秋多中学校の生徒の保護者と教職員とする。

## 第 3 章 目 的

第 3 条 この会は会員が協力して生徒の健全な成長をはかり、会員の教養を高めることを目的とする。

## 第 4 章 方 針

第 4 条 この会はその目的を達成するために、つぎの方針に従って活動する。

1. 未来を築く立派な子どもたちを育成するための学級会、学年会の話し合いに重点を置く。
2. 学校教育の経費は援助しない。
3. 特定の宗教や政党とは無関係である。
4. 学校の経営や人事に干渉しない。

## 第 5 章 活 動

第 5 条 この会はその目的を達成するために、つぎの活動を行う。

1. 生徒を理解し導くための活動
2. 会員の教養の向上と親睦のための活動
3. この会の活動などを報道するための広報活動
4. 教育の諸条件整備のための活動
5. その他、この会の目的を達成するために必要な活動

## 第 6 章 会 計

第 6 条 この会の経費は会費でまかなう。  
第 7 条 会費は、その年度の総会で決定する。  
第 8 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 集 会

第 9 条 会員が参加する集会はつぎのとおりとする。

1. 学 級 会
2. 学 年 会
3. 総 会
4. 文化・体育行事など
5. 地域の集会

## 第 8 章 学 級 委 員 会

第 10 条 学級委員会は、学級の会員の親睦と学級会の効果的な活動を推進する。  
第 11 条 学級委員会の構成と委員の任務はつぎのとおりとする。

学 級 委 員 学級 3 名の保護者と担任教師で学級会を運営する。  
学 級 委 員 長 保護者 1 名 学級会を代表する。  
また学年と実行委員を兼ねる。  
学級副委員長 保護者 2 名 委員長を補佐する。

第 12 条 学級委員は学級の会員で互選する。正副委員長は委員で互選する。

### 第 9 章 学 年 委 員 会

第 13 条 学年委員会はその学年の学級会の運営を援助するとともに学年会の効果的な活動を推進する。

第 14 条 学年委員会の構成と委員の任務はつぎのとおりとする。

学 年 委 員 学級委員長の全員と学年の教師 1 名 学年委員会を運営する。

学 年 委 員 長 1 名 学年委員会を代表する。

学 年 副 委 員 長 1 名 委員長を補佐する。

第 15 条 学年正副委員長は学年委員で互選する。

### 第 10 章 役 員 会

第 16 条 役員会はこの会の方針にもとづいて活動するための企画調整を行い、対外接渉・緊急事項等の執行に当る。

第 17 条 この会の役員構成と任務はつぎのとおりとする。

会 長 保護者 1 名 この会を代表する。

副会長 保護者 2 名と教職員 1 名 会長を補佐する。

書 記 保護者 2 名と教職員 1 名 この会の記録・保管・事務処理を行なう。

会 計 保護者と教職員各 1 名 この会の会計収支と予算・決算事務を行なう。

なお、副会長、書記、会計は総会の承認により増員できるものとする。

第 18 条 役員は推薦委員会が選考し、総会で承認する。推薦委員は前年度の実行委員の中から必要な人数を互選する。

### 第 11 章 実 行 委 員 会

第 19 条 実行委員会は総会につぐ議決機関であり、この会の最高の執行機関である。

第 20 条 実行委員会の任務はつぎのとおりとする。

1. この会の全般的な運営

2. 会員の研修活動の企画と推進

3. 他の関係団体との連携

4. 教育の向上のための陳情と要請

5. 特別委員会の設置

6. その他この会の運営に必要な事項の処理

第 21 条 実行委員会の構成は役員と学年委員と専門委員長とする。

### 第 12 章 専 門 委 員 会

第 22 条 専門委員会には、広報委員会と進路委員会を設ける。

第 23 条 広報委員会は PTA 全体の活動や会員の意見などを報道する。

1 広報委員は各学年学級副委員長の中から選出し、役員会の保護者 3 名とともに広報活動を行う。

2 広報委員会には委員長、副委員長をおき、それぞれ委員の中で互選する。

第 24 条 進路委員会は、保護者が生涯学習の立場にたって、こどもの進路にどう対応するかを学ぶ勉強会を企画し、推進する。

1 進路委員は各学年学級副委員長の中から選出し、役員会の保護者 2 名とともに全校的立場で進路に関する活動を行う。

2 進路委員会には委員長、副委員長をおき、それぞれ委員の中から互選する。

## 第 13 章 特別委員会

第 25 条 特別委員会は必要に応じて実行委員会の議決によって設けることができる。

## 第 14 章 会計監査

第 26 条 会計監査はこの会の会計を監査する。

第 27 条 会計監査は保護者 2 名で構成する。

第 28 条 会計監査は推薦委員会が会員の中から選考し、総会で承認する。

## 第 15 章 総会

第 29 条 総会はこの会の最高の議決機関である。

第 30 条 総会は年度の初めにおいて、年 1 回開く。

第 31 条 総会にはつぎのを行なう。

1. 前年度の活動の反省
2. 前年度の決算報告とその承認
3. 前年度の役員・委員・会計監査の解任
4. 新年度の役員・会計監査の承認及び委員の紹介
5. 新年度の活動計画・予算・会費の決定
6. その他の必要事項

第 32 条 総会の定数は会員の 2 分の 1 以上とし議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 33 条 総会の日時と議題ならびに資料は事前に連絡、配布するものとする。

第 34 条 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、また会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開く。

## 第 16 章 付 則

第 35 条 この規約は総会で出席者の過半数によって改正することができる。

第 36 条 この会の役員・委員・会計監査の任期は 1 年とし再選をさまたげない。なお、欠員を補充したときの任期は前任者の残任期間とする。

第 37 条 規約中にある教職員の役員と委員は教職員で互選する。

第 38 条 この会の運営に必要な細則の作成とその変更は、この会の規約に反しない範囲で実行委員会が決めることができる。

第 39 条 この規約は平成 26 年 4 月 26 日から施行する。

昭和 34 年 4 月 1 日 制定

昭和 48 年 4 月 1 日 全面改正

平成 2 年 5 月 20 日 改正

平成 8 年 5 月 18 日 改正

平成 12 年 5 月 20 日 改正

平成 13 年 5 月 19 日 改正

平成 26 年 4 月 26 日 改正

平成 31 年 2 月 28 日 改正

## 細 則

### 慶弔規定

規約第 38 条によりつぎの慶弔規定を設ける。

1. 会員が死亡した場合は慶弔金を贈る。
2. 1 項以外で必要が生じた場合、あるいはその処理については、その都度、実行委員会で決定する。ただし、緊急の場合は役員が処理し実行委員会へ報告する。
3. この規定は平成 12 年 5 月 20 日から施行する。

### 表彰規定

規約第 38 条によりつぎの表彰規定を設ける。

1. この会の運営および教育向上のために、特に顕著な功績を認めた会員に対し表彰を行う。
2. 表彰は役員が提案により実行委員会で決定する。
3. この規定は平成 12 年 5 月 20 日から施行する。

## 参 考 資 料

### PTA 組織図

